新潟県企業局管理規程第３号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年３月31日

新潟県企業管理者　　早　福　　弘

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
第２条　職員の給与は、次項から第５項まで及び第３条から第７条までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成４年新潟県条例第４号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第８条第１項及び第９条第１項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第９条第３項中「任命権者は、第１項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第１項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の２及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の２第１項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第１項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第８条第４項中「（同法第55条の２第１項ただし書」とあるのは「（地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第１項ただし書」と読み替えるものとする。	**第２条**　職員の給与は、次項から第５項まで及び第３条から第６条の２までに規定するもののほか、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年新潟県条例第４号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成４年新潟県条例第４号）中給与に関する規定並びに職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）並びにこれらに基づく人事委員会規則の例による。この場合において、一般職員給与条例第８条第１項及び第９条第１項中「あらかじめ人事委員会の承認を得た者」とあるのは「別に企業局長が定める者」と、一般職員給与条例第９条第３項中「任命権者は、第１項の規定にかかわらず人事委員会の承認を得て」とあるのは「企業局長は、第１項の規定にかかわらず」と、一般職員給与条例第38条の２及び一般職員給与条例の規定に基づく人事委員会規則中「法第55条の２第１項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第１項ただし書」と、職員の退職手当に関する条例第８条第４項中「（同法第55条の２第１項ただし書」とあるのは「（地方公営企業等の労働関係に関する法律第６条第１項ただし書」と読み替えるものとする。
２～５　（略）	２～５　（略）
第３条　（略）	**第３条**　（略）
２～９　（略）	２～９　（略）
10　前９項及び第４条から第７条までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。	10　前９項及び第４条から第６条の２までに定めるもののほか、技能労務職員の給与及び通勤に係る費用弁償については、普通職員のうち、行政職給料表適用職員の例による。
第６条の２　管理職員特別勤務手当を支給する職員	**第６条の２**　管理職員特別勤務手当を支給する職員

の職の範囲は、前条第１項及び第４項により管理職手当を支給する職とする。

第７条　寒冷地手当に関し、一般職員給与条例第27条第１項第２号の人事委員会規則で定める公署及び区域に相当するものは、別表第８のとおりとする。

別表第４（第３条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
（略）				
78	42	57	49	50
79	43	58	49	51
80	44	58	49	51
81	45	59	50	51
82	45	59	50	52
83	46	60	50	52
84	46	60	50	52
85	47	61	51	53
86	47	61	51	53
87	48	61	51	53
88	48	61	51	53
89	49	62	52	54
90	49	62	52	54
91	50	62	52	54
92	50	62	52	54
93	51	63	53	55
94	51	63	53	55
95	52	63	53	55
96	52	63	54	55
97	53	64	54	55
98	53	64	54	56
99	54	64	55	56
100	54	64	55	56
101	55	65	55	56
102	55	65	56	56

の職の範囲は、前条第１項及び第４項により管理職手当を支給する職とし、その職にある職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、別表第６に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が６時間を超える場合は、当該各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1)　２種及び３種　　１万円

(2)　４種及び５種　8,000円

２　局長は、前条第５項に規定する職にある職員については、管理職員特別勤務手当の支給額を別に定めることができる。

別表第４（第３条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
（略）				
78	41	57	49	50
79	42	58	49	51
80	42	58	50	51
81	43	59	50	51
82	43	59	50	52
83	44	60	51	52
84	44	60	51	52
85	45	61	51	53
86	45	61	52	53
87	46	61	52	53
88	46	62	52	53
89	47	62	53	54
90	47	62	53	54
91	48	63	53	54
92	48	63	54	54
93	49	63	54	55
94	49	64	54	55
95	50	64	55	55
96	50	64	55	55
97	51	65	55	56
98	51	65	56	56
99	52	65	56	56
100	52	65	56	56
101	53	66	57	57
102	53	66	57	57

103	56	65	56	57
104	56	65	56	57
105	57	66	57	57
106	57	66	57	57
107	57	66	57	57
108	58	66	57	58
109	58	67	57	58
110	58	67	58	58
111	59	67	58	58
112	59	67	58	58
113	59	68	58	59
114	60	68	58	
115	60	68	59	
116	60	68	59	
117	61	69	59	
118	61	69	59	
119	62	69	59	
120	62	69	59	
121	63	69	59	
122		69	59	
123		69	59	
124		70	59	
125		70	59	
126		70	59	
127		70	59	
128		70	60	
129		70	60	
130		70	60	
131		71	60	
132		71	60	
133		71	60	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第８（第７条関係）

所在地	公　署	区　域
上越市	上越利水事務所	上越市

備考　区域の欄に掲げる名称及び同欄に定める区域については、一般職員給与条例別表第８備考の規定を準用する。

103	53	66	57	58
104	54	66	57	58
105	54	67	58	59
106	54	67	58	59
107	55	67	58	60
108	55	67	58	60
109	55	68	59	61
110	56	68	59	61
111	56	68	59	62
112	56	68	59	62
113	57	69	60	63
114	57	69	60	
115	58	69	60	
116	58	69	60	
117	59	70	61	
118	59	70	61	
119	60	70	61	
120	60	70	61	
121	61	71	61	
122		71	62	
123		71	62	
124		71	62	
125		72	62	
126		72	62	
127		72	63	
128		72	63	
129		73	63	
130		73	63	
131		73	63	
132		74	64	
133		74	64	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

（施行細則）

２　この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。